

2. 給与所得者異動届出書の書き方

◎退職・休職・転勤・転職等

納税者が退職・休職・転勤・転職等により徴収ができなくなった場合は、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ翌月10日までに必ず提出してください。転勤・転職等の場合は、新しい勤務先を経由して異動届出書を提出してください。

◎退職者の残税額の徴収方法

退職者が6月1日から12月31日までの期間で納税者から一括徴収の申し出があった場合は、残税額を一括徴収してください。

退職日が1月1日から4月30日までの場合は、本人の申し出がなくても残税額を超える給与又は退職手当等が支給される場合は、地方税法により一括徴収が義務づけられています。

◎異動届出書の提出について

異動届出書の提出がなかったり、遅れたりしますと、滞納となり督促をうけることがあります。

また、当市の異動処理が遅れる結果、納税者が一度に多額の市・都民税を納めるようになりますので、忘れずに提出してください。

異動届出書を市役所へ提出される日付を記載してください。

異動された納税義務者の氏名を記載してください。

1月1日現在の住所から変更がある場合は、現在の住所を記載してください。

一括徴収の申出があった場合は、納税者本人の印を押してください。

転勤等により新しい勤務先で特別徴収を継続される場合は、その名称、所在地、電話番号等を記載してください。

給与支払報告 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
特別徴収義務者指定番号	123456		※市長村ごとに異なります		
宛名番号	3				
係	人事給与係				
担当者連絡先氏名	青柳 緑				
担当者連絡先電話	(042) 576-2111				

給与者	給与者	給与者	給与者	給与者	給与者
受給者番号	15-234567	特別徴収税額	(ア)	徴収済税額	(イ)
フリガナ	ヒガシ サクラコ	未徴収税額	(ウ)	異動年月日	異動の事由
氏名	東 桜子	(年税額)	12,000	2年	1. 退職
生年月日	昭和 60年 10月 1日	4,000	8,000	9月20日	2. 転勤
個人番号	※2	円	円		3. 合併
1月1日現在の住所	国立市中4-5-6	円	円		4. 休職
現在所	同上	円	円		5. 産休育休
		円	円		6. 長期欠勤
		円	円		7. 死亡
		円	円		8. 会社解散
		円	円		9. 住所誤報
		円	円		10. その他

◎異動後の未徴収税額(ウ)について一括徴収する場合等は、下の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	退職手当等の支払予定年月日	1月1日以降、退職時までの給与支払額	退職手当等の支払額
1. 異動が12月31日まで、申出があったため(月 日申出)	東		円	円
2. 異動が1月1日以後で特別徴収継続の希望がなかったため			円	円
一括徴収できない理由(○を付けてください)			円	円
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため			円	円
2. その他 理由()			円	円

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください)

月割額	円	給与者	住所(居所)又は所在地	郵便番号
月分	円	フリガナ		
月分	円	氏名又は名称		
月分	円	代表者の職氏名印		
月分	円	個人番号又は法人番号		

【提出先】 〒186-8501 東京都国立市富士見台2-47-1 国立市役所 政策経営部課税課 市民税係 この届出書はコピーでもご利用いただけます。また、国立市ホームページよりダウンロードできます。

該当者の課税されている自治体が現年度、新年度で異なる場合は、各々の自治体に異動届出書を提出してください。

該当する異動の事由に○をつけてください。

異動後の未徴収税額の徴収方法に○をつけてください。

一括徴収した場合の納付月を記載してください。

給与所得者がお亡くなりになり、かつ相続人代表者が判明している場合は、記載してください。

異動事由「10.その他」を選択した場合は、普C・普D・普Eのいずれかの理由に○をつけてください。

【ご注意】
 給与所得者異動届出書を提出する際に、特別徴収義務者の13桁の法人番号(個人事業主の場合は代表者の12桁の個人番号)と、給与所得者の12桁の個人番号を記載していただきますが、**転勤等により特別徴収を転勤先にて継続する場合は以下の点にご注意ください。**

※1 【転勤元の特別徴収義務者が個人事業主の場合】…個人事業主の個人番号は記載しないでください。

※2 【転勤等における給与所得者の個人番号】…転勤元では、給与所得者の個人番号は記載しないでください。転勤先の事業所等が従業員から個人番号を取得し、記載してください。